

「日・フィリピン社会保障協定及び日・チェコ社会保障協定改正議定書に関する実務説明会」
2018年6月27日(水) 於:日本貿易会 会議室

日・フィリピン社会保障協定 日・チェコ社会保障協定改正議定書 に関する説明会

厚生労働省年金局国際年金課
日本年金機構事業企画部国際事業グループ

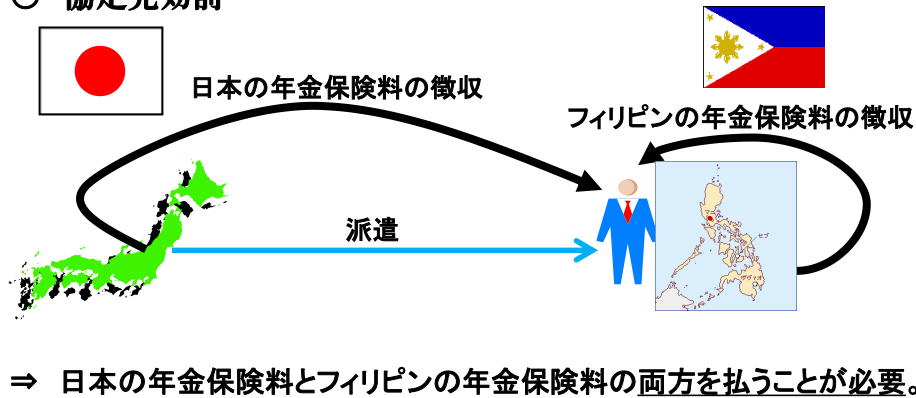
この説明会資料は、2018年6月25日時点の情報に基づき作成しています。
最新の情報は、日本年金機構HP等でご確認をお願いいたします。

社会保障協定とは

- 社会保障協定の目的・・・国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決
⇒ 年金については、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっている。

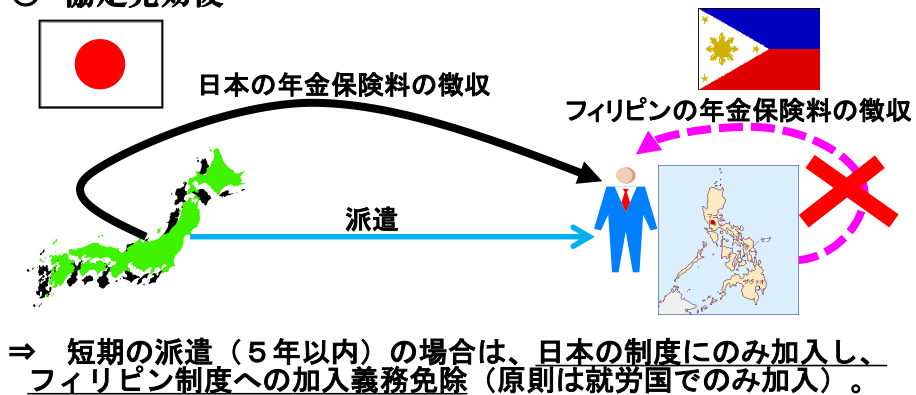
年金保険料の二重負担の課題

○ 協定発効前



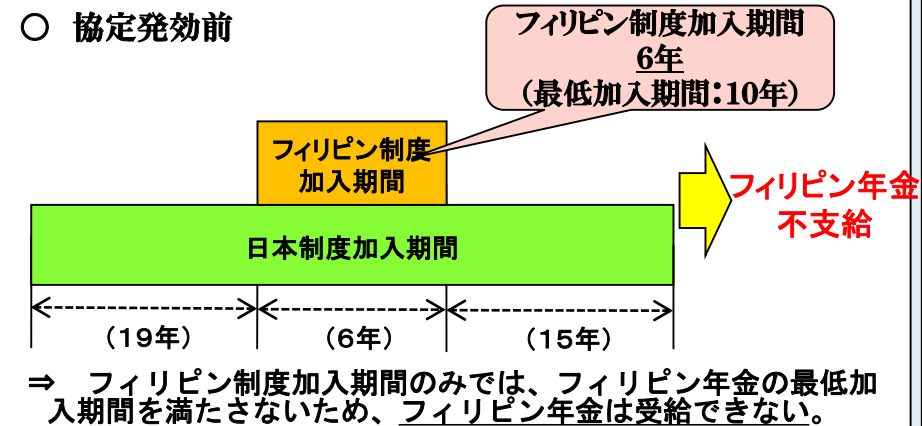
適用法令の調整

○ 協定発効後



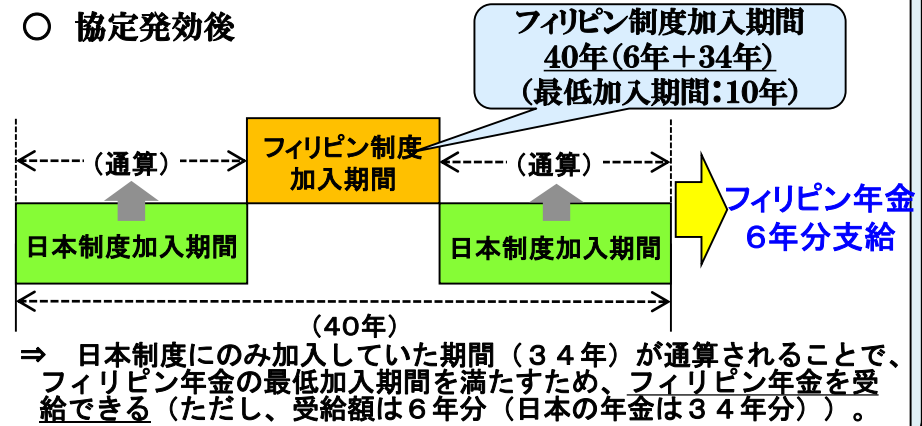
年金受給資格の確保の課題

○ 協定発効前



加入期間の通算

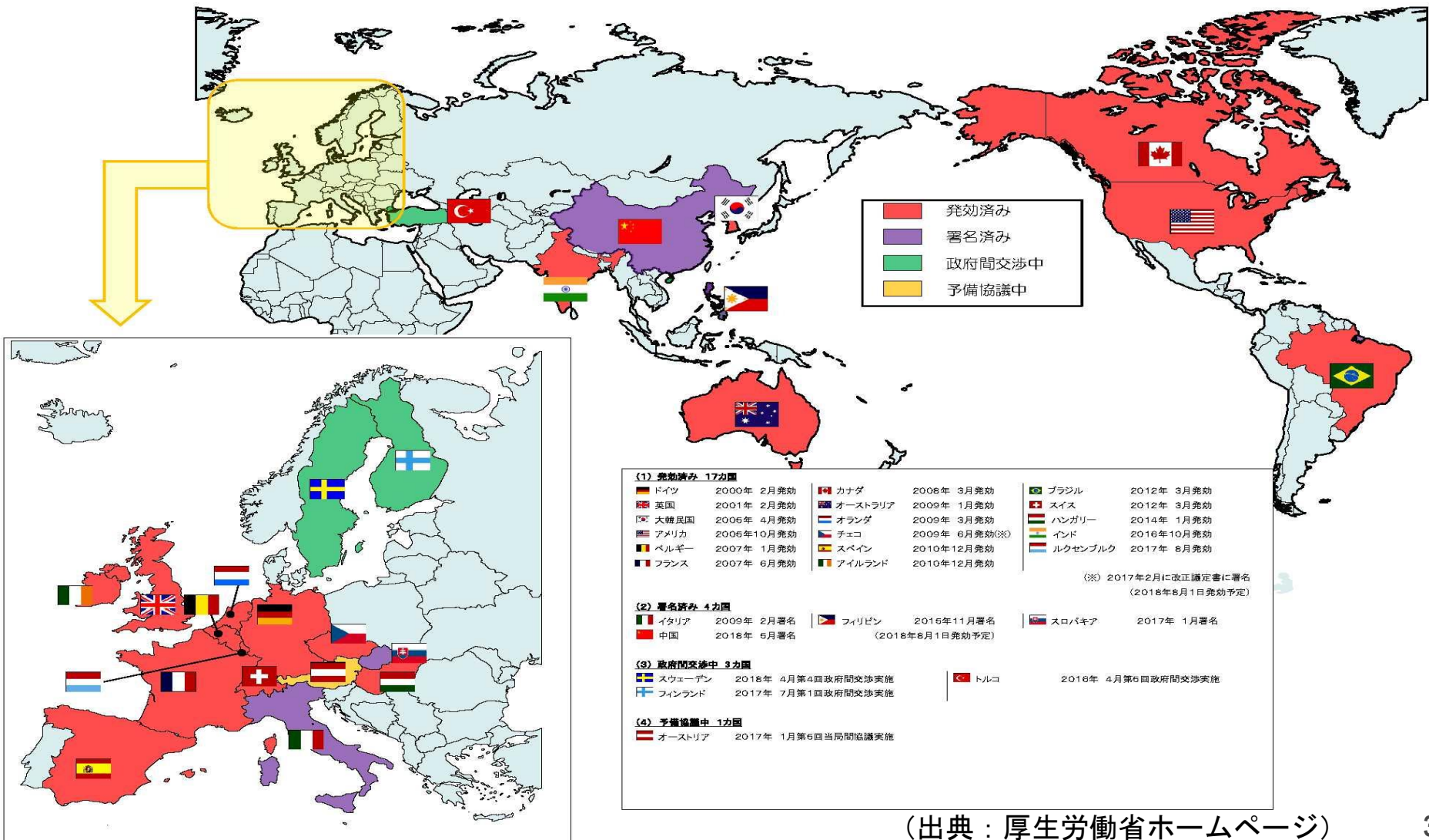
○ 協定発効後



社会保障協定の締結状況(2018年5月25日現在)

社会保障協定の締結状況

2018年5月25日現在



(出典：厚生労働省ホームページ)

社会保障協定の締結状況(再掲) (2018年5月25日現在)

(1) 発効済み 17カ国

 ドイツ	2000年 2月発効
 英国	2001年 2月発効
 大韓民国	2005年 4月発効
 アメリカ	2005年10月発効
 ベルギー	2007年 1月発効
 フランス	2007年 6月発効

 カナダ	2008年 3月発効
 オーストラリア	2009年 1月発効
 オランダ	2009年 3月発効
 チェコ	2009年 6月発効(※)
 スペイン	2010年12月発効
 アイルランド	2010年12月発効

 ブラジル	2012年 3月発効
 スイス	2012年 3月発効
 ハンガリー	2014年 1月発効
 インド	2016年10月発効
 ルクセンブルク	2017年 8月発効

(※) 2017年2月に改正議定書に署名
(2018年8月1日発効予定)

(2) 署名済み 4カ国

 イタリア	2009年 2月署名
 中国	2018年 5月署名

 フィリピン	2015年11月署名 (2018年8月1日発効予定)
---	-------------------------------

 スロバキア	2017年 1月署名
---	------------

(3) 政府間交渉中 3カ国

 スウェーデン	2018年 4月第4回政府間交渉実施
 フィンランド	2017年 7月第1回政府間交渉実施

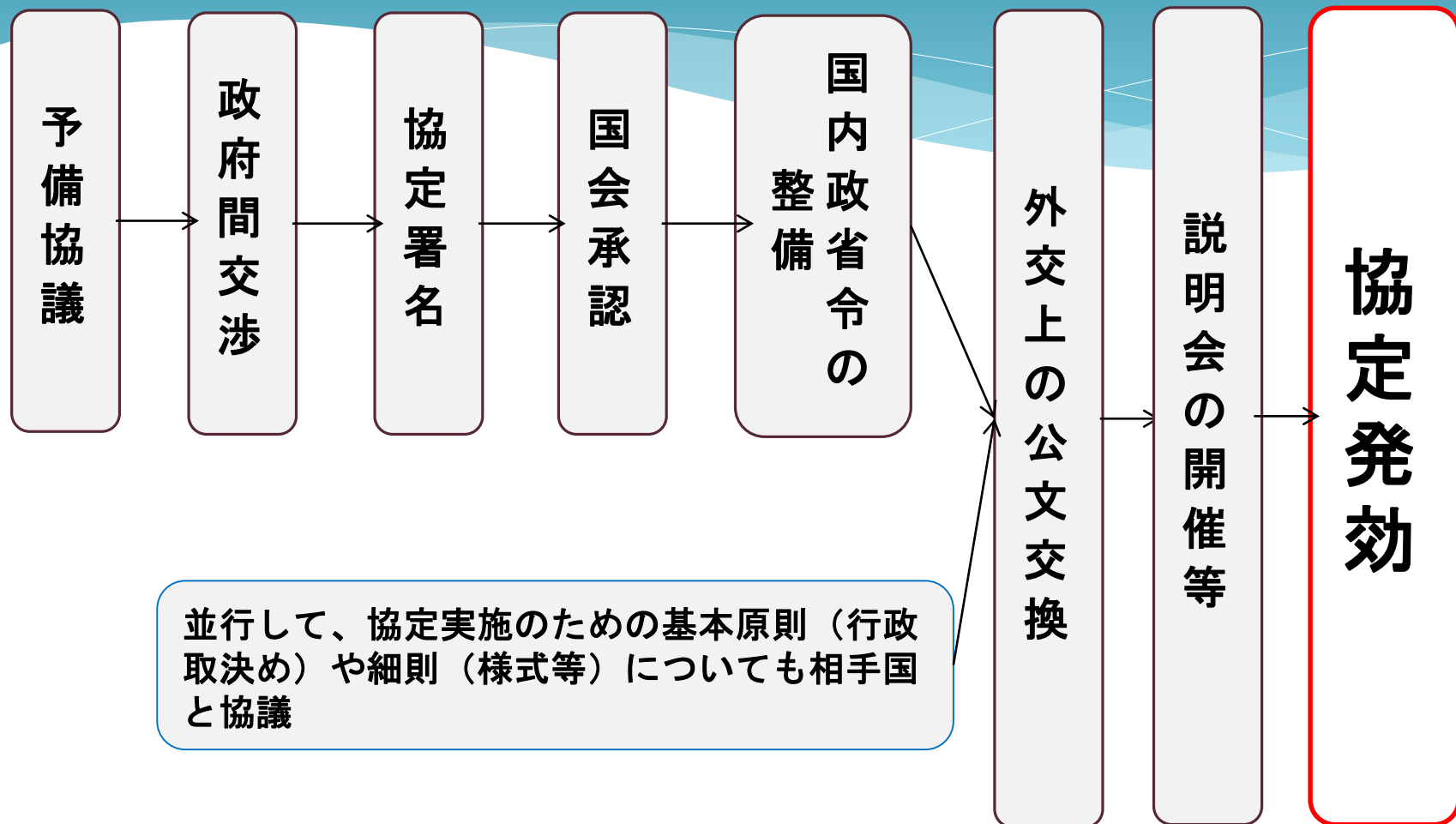
 トルコ	2016年 4月第5回政府間交渉実施
---	--------------------

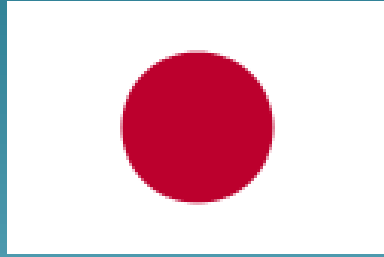
(4) 予備協議中 1カ国

 オーストリア	2017年 1月第5回当局間協議実施
---	--------------------

(出典：厚生労働省ホームページ)

(参考) 協議開始から発効までのプロセス





日・フィリピン社会保障協定 について

日フィリピン社会保障協定について

発効日

2018年8月1日

対象となる社会保障制度

両国の年金制度が対象となります。

◆ 日 本

国民年金・厚生年金保険

◆ フィリピン

社会保障機構（SSS）の退職，障害及び死亡に係る給付

公務員保険機構（GSIS）の退職，障害，死亡及び遺族に係る給付

日フィリピン社会保障協定について

3つのポイント

- ① 二重負担の解消
- ② 保険期間の通算
- ③ 申請書の代理受理

日フィリピン社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

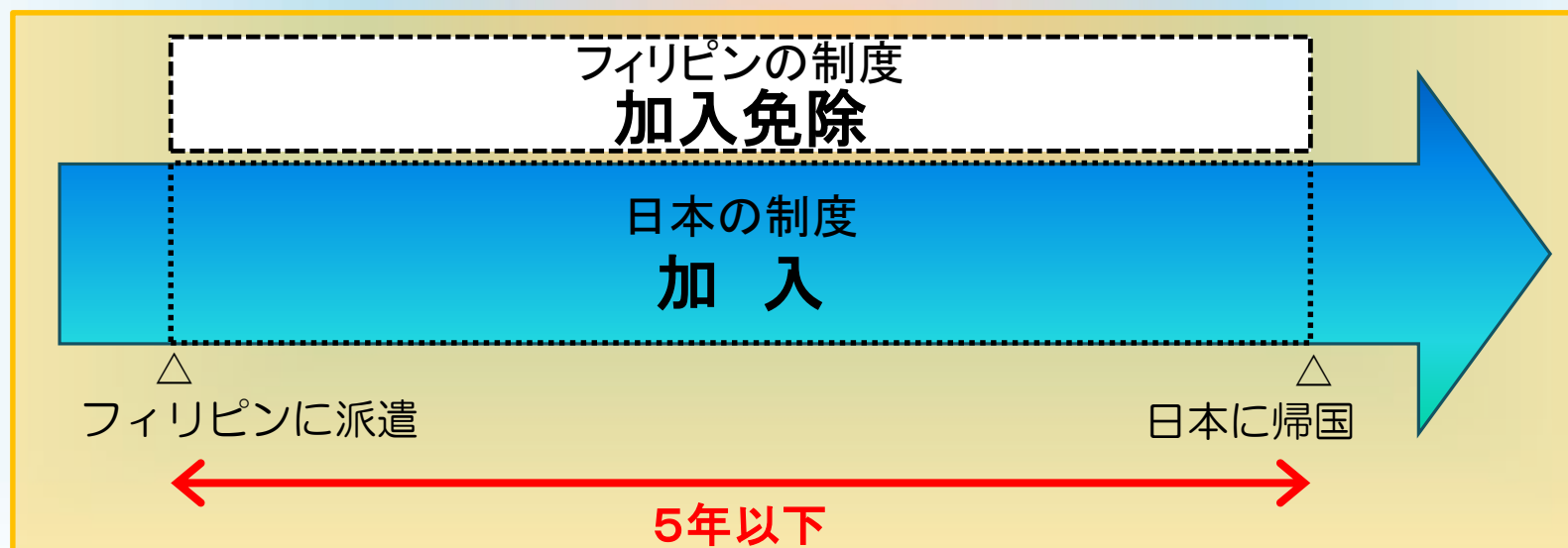
日フィリピン協定における適用調整のルール

＜他の社会保障協定と共通のルール＞

- 派遣先国の制度（日本からの派遣の場合にはフィリピンの制度）のみに加入することが**原則**となります。

→ **一定条件**（派遣期間が5年を超えない等）を満たす場合には**例外的に派遣元国の制度のみへの加入が可能**となります。

《5年を超えないと見込まれる派遣の場合》



日フィリピン社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

適用調整の対象となる派遣期間の延長

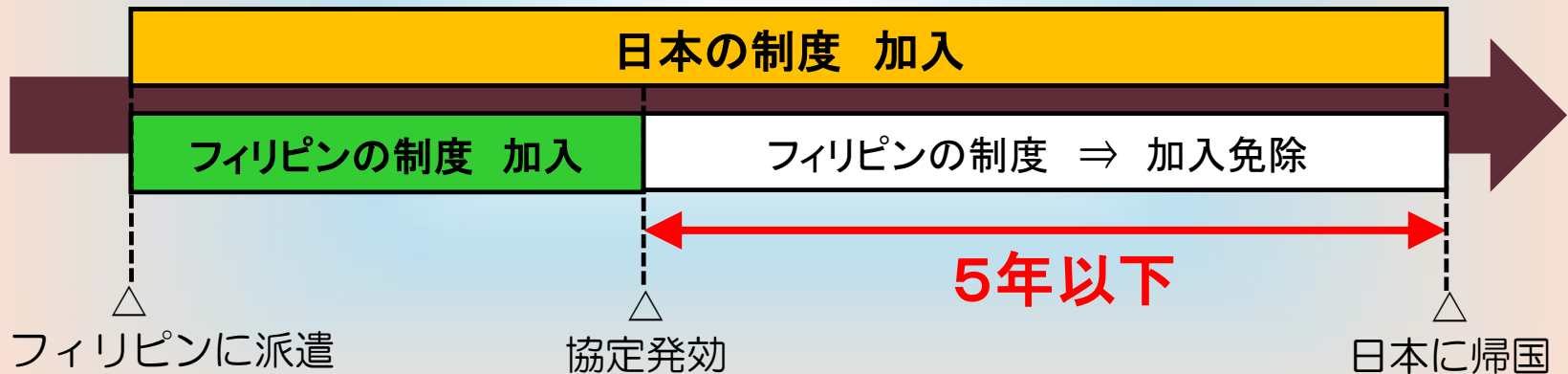
- 派遣期間を5年を超えて延長することは、予見できない特段の事情等がある場合に、両国間で協議し、合意した場合に認められます。
- ただし、延長期間は原則として3年を超えない期間とされています。

日フィリピン社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

協定発効前から派遣されている方々について

協定発効日の時点において、既にフィリピンに派遣され就労している場合、当該発効日を起算点として、予定された派遣の期間が5年以下と見込まれる場合には、フィリピンの制度への加入が免除されます。



日フィリピン社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

随伴する配偶者・子

日本からフィリピンに派遣された被用者に随伴する配偶者については、日本の年金制度が引き続き適用されます。なお、フィリピンで就労しない限り、フィリピン制度の適用はありません。

※ フィリピンから日本に派遣された被用者が日本の制度の適用を免除されている場合、その者に随伴する配偶者・子は、一定の条件を満たす場合、日本の制度の適用を免除されます。（ただし、配偶者・子が日本の制度への加入を希望する場合には、その限りではありません。）

(参考)厚生年金保険への任意加入

- 適用調整の例外事由に該当せず、協定により派遣者にフィリピン制度への加入義務が生じる（そのため日本の制度への加入義務が無くなる）場合でも、厚生年金保険の特例加入制度に加入することは可能です。
- この場合、フィリピン制度（強制）及び日本制度（任意）に加入することになり、日本制度からの給付額がその分増額されることになります。

日フィリピン社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

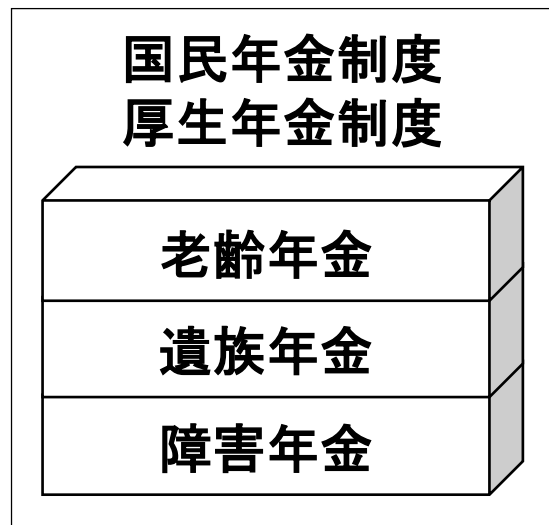
留意事項

フィリピンの年金制度において、強制加入が60歳未満の全ての被用者及び自営業者とされていることとの関係上、60歳以降に保険料を支払うことの要否又は可否についてご照会を頂くことがあります。フィリピンの社会保障機構（SSS）によれば、60歳以降も被用者又は自営業者として就労を継続する場合、その就労を終えるまで又は65歳までは保険料を支払うことは義務であり任意ではありません。

日フィリピン社会保障協定のポイント②

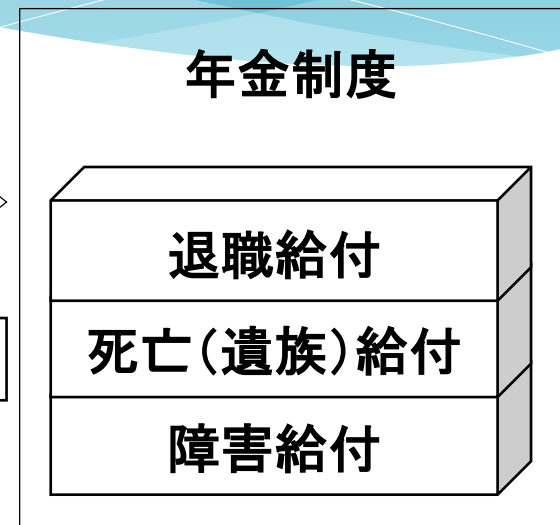
～保険期間の通算～

＜日本の年金＞

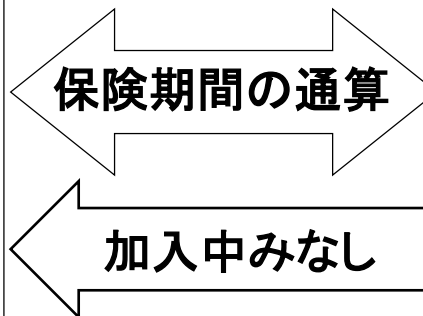


日本側実施機関が支給

＜フィリピンの年金＞



フィリピン側実施機関が支給



※年金はそれぞれの国のルールで計算され、支給されます。

日フィリピン社会保障協定のポイント②

～保険期間の通算～

保険期間の通算

- 年金の受給資格要件を満たすために、相手国の年金保険期間を算入することができます。

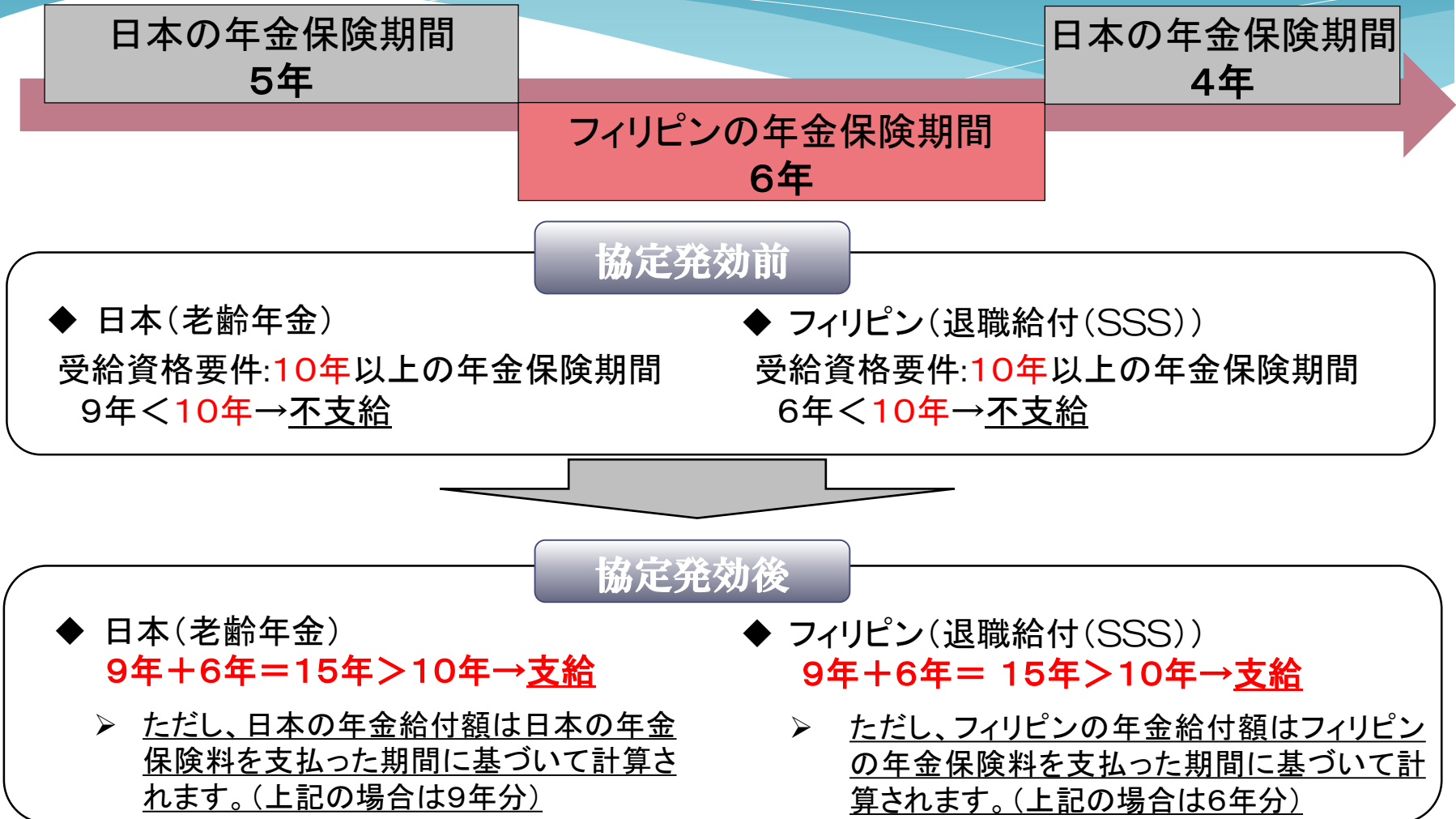
具体的には、

- ◆ 日本の老齢年金では、10年の年金保険期間が必要ですが、日本の期間だけでは10年を満たさない場合、日本の期間と重複しない限りにおいてフィリピンの年金保険期間を足し合わせて計算することができます。
- ◆ フィリピンにおける退職給付 (SSS) では、現在、10年の年金保険期間が必要ですが、フィリピンの期間だけでは10年を満たさない場合、フィリピンの期間と重複しない限りにおいて日本の年金保険期間を足し合わせて計算することができます。(ただし、フィリピンの保険期間が1年未満の場合は通算されませんので、ご注意ください。)

日フィリピン社会保障協定のポイント②

～保険期間の通算～

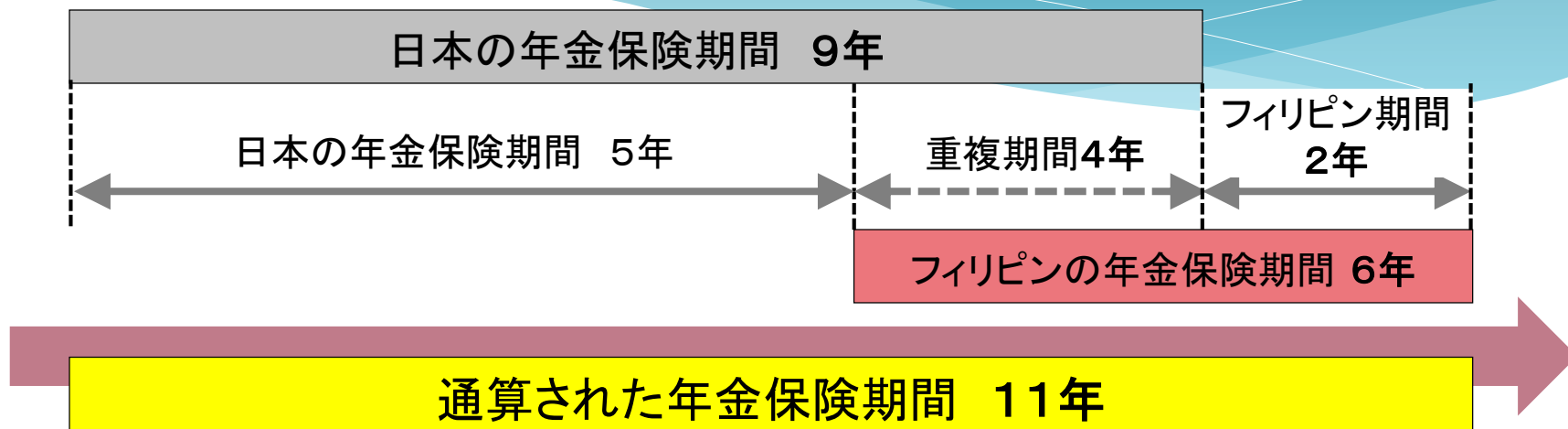
■ 老齢年金について(ケーススタディ)



日フィリピン社会保障協定のポイント②

～保険期間の通算～

■ 重複する保険期間がある場合の扱い



両国の年金保険期間で重複した期間はダブルカウントしません。

※ フィリピンの年金保険期間と日本の年金保険期間を通算する場合において、重複する期間は算入できません。

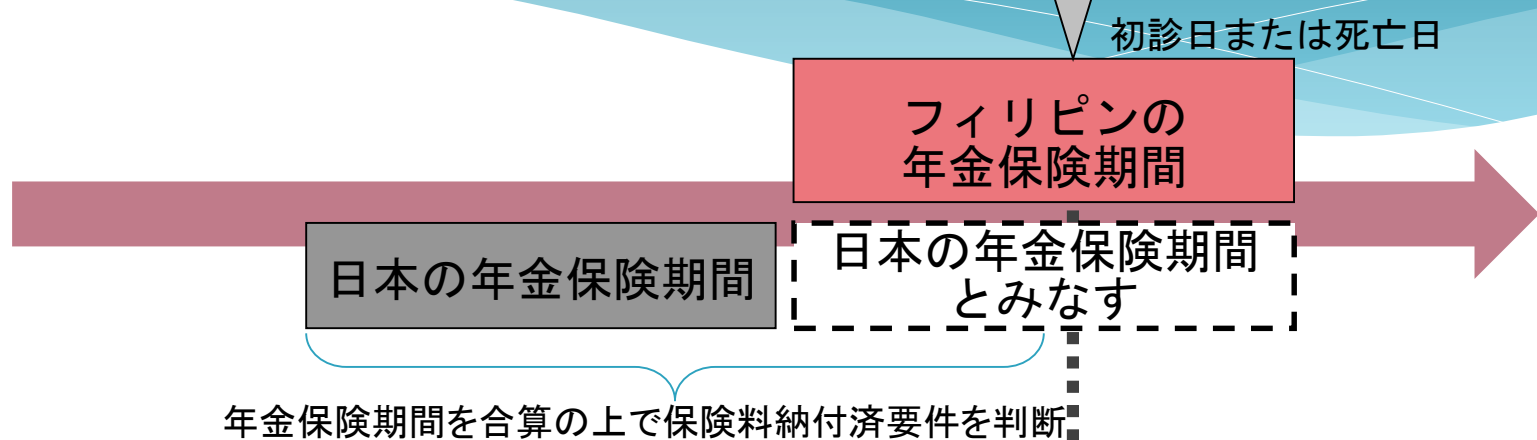
→ 上記の場合には、フィリピンの基準(10年)も満たし、日本の基準(10年)も満たすことになります。

日フィリピン社会保障協定のポイント②

～保険期間の通算～

■ 障害年金および遺族年金について

(＊フィリピン年金加入中に初診日又は死亡日があった場合の例)



日本の年金保険期間だけでは保険料納付済要件（初診日または死亡日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が全被保険者期間の3分の2以上であること等）を満たさない場合には、フィリピンの年金保険期間を日本の年金保険期間とみなしてこの要件を満たすことができるか判断します。

日本の障害年金または遺族年金には「初診日または死亡日において日本の年金制度に加入していること」という支給要件がありますが、初診日または死亡日がフィリピンの年金制度に加入中である場合には、日本の年金制度に加入中であつたものとみなすことになります。

日フィリピン社会保障協定の手続き －保険期間の通算－

フィリピン年金受給における留意点

- ・SSSから支払われる給付は、日本の銀行口座には直接支払われません。
- ・CTBC銀行が発行するAll-Day Access Cardというキャッシュカードを作成し、そのカードにより日本国内のATMにて日本円で引き出しを行うことが可能となります。（詳細はSSSにお尋ね下さい。）

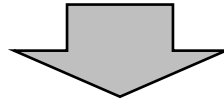
※GSISからのフィリピン給付の支払い方法については、ユニオン銀行またはランド銀行の預金口座からキャッシュカードにより日本国内のATMにて日本円で引き出しを行うことが可能です。（詳細はGSISにお尋ね下さい。）

日フィリピン社会保障協定のポイント③

～申請書の代理受理～

協定発効前

- 日本年金の申請は日本の年金担当窓口へ、フィリピン年金の申請はフィリピンの年金担当窓口へ、行っていただくこととなります。



協定発効後

- 日本の年金担当窓口で、フィリピン年金の申請が可能となります。
- フィリピンの年金担当窓口で、日本年金の申請が可能となります。

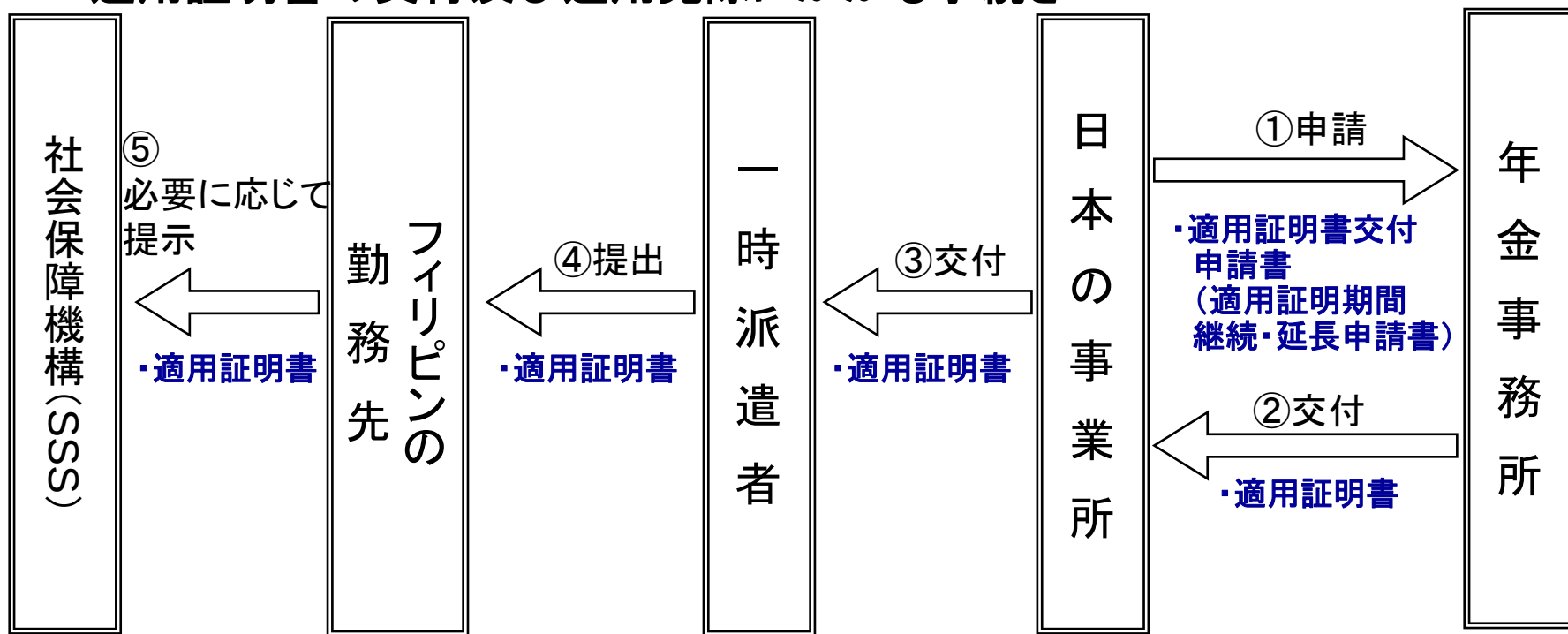
日本で申請が可能となるフィリピン年金は次のとおりです。

退職給付
障害給付
死亡(遺族)給付

日・フィリピン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からフィリピンへの一時派遣)

フィリピン社会保障制度の適用免除を受けるには、原則的に派遣前に日本において「**適用証明書**」の発給を受ける必要があります。

■ 適用証明書の交付及び適用免除にかかる手続き



日・フィリピン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からフィリピンへの一時派遣)

■ 適用証明書(日本側交付分)

(表)

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との協定 AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES ON SOCIAL SECURITY	
JP/PH101 フィリピンで就労する被用者/自営業者のための日本国公的年金の適用に関する証明書 Certificate of continuing coverage under legislation concerning the Japanese public pension systems for people working in the Philippines ・協定第7条、8条2、又は9条/ Article 7, 8.2, or 9 of the Agreement ・行政決第3条 / Article 3 of the Administrative Arrangement	
1 ☐ 被用者/Employee ☐ 自営業者/Self-employed person 氏/Last Name 名/First Name 生年月日 / Date of birth (ローマ字 / in Roman letters) 年/Y 月/M 日/D 日本国における住所 / Permanent address in Japan 日本の基礎年金番号 / Japanese Basic Pension Number	
2 日本国における事業所 / Place of work in Japan 事業所名 / Name of company 所在地 / Address	
3 フィリピンにおける事業所 / Place of work in the Philippines 事業所名 / Name of company 所在地 / Address	
4 証明 / Certification 上記1にあげられた者は、次の協定条文に該当するため、以下の期間、日本の公的年金制度(協定第2条1)について法の適用を受ける。 / The worker named in 1 is covered by the legislation concerning the Japanese public pension systems for the period as below (Article 2.1 of the Agreement), in accordance with the following Article of the Agreement. 該当条文 / Article 第 条 期 間 / The period 年/Y 月/M 日/D ~ 年/Y 月/M 日/D	
5 日本の連絡機関 / Japanese liaison agency 名 称 / Name 印/Stamp 所 在 地 / Address 年 月 日 / Date 年/Y 月/M 日/D	

(裏)

(注 意 事 項)

- この証明書は、あなたが日本の公的年金制度に継続して適用されていることを証明するものです。
この証明書は、表面4に記載されている証明期間中、フィリピンの公的年金制度の適用が免除される根拠となりますので、大切に保管してください。
- 派遣先のフィリピンの事業所へ証明書の写しを提出してください。フィリピンの当局から証明書の提示を求められたときは、提示してください。
- この証明書を紛失またはき損したとき、もしくは記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書の交付申請をした年金事務所等に再交付の申請をしてください。
- この証明書の証明期間が、不測の事情により延長となるときは、証明期間が終了する前に、この証明書の交付申請をした年金事務所等にご相談ください。
- この証明書により、フィリピンの法令のもとで年金制度と一体的に運用されている労働災害に起因する給付(労災保険制度)についても適用されなくなります。そのため、派遣期間中はフィリピン及び日本のいずれの国においても強制的な労災保険制度が適用されない状態となります。
フィリピンへの派遣期間中は、日本国内の使用者に使用されている海外に派遣される被用者は、日本の労災保険制度の特別加入制度、または民間の労働災害に対する保険に加入することにより、労働災害に対する備えとなります。
日本の労災保険制度の特別加入制度に関するお問い合わせは、厚生労働省労働基準局労災管理課までお願いします。
電話 03-5253-1111 (内線 5436)

Note:

- This certificate is to certify that you are continuously covered under the Japanese public pension systems. This is evidence proving that you are exempt from the legislation on compulsory coverage of the Philippines for the period specified in 4 in the front page. You should keep it at hand.
- Please submit a photocopy of this certificate to the office you work in the Philippines. In case you are requested to present the certificate by an authority in the Philippines, please do so.
- In case that you lost or accidentally tear this certificate or there is any change in the contents, you or your employer in Japan should immediately submit an application for re-issuing or updating this certificate to the Branch Office of the Japan Pension Service in Japan.
- In case that the period of detachment specified in the certificate needs to be extended for unexpected reasons, you or your employer should consult with the Branch Office of the Japan Pension Service in Japan which issued this certificate.
- By presenting this certificate, those who are temporally detached from Japan to Philippines in line with the Agreement will be exempt from not only pension schemes but also work accident insurance in the Philippines. Accordingly, you will not be covered by any compulsory work accident insurance of either Japan or the Philippines during your detachment period. It would be advisable for you to have voluntary work accident insurance under the legislation of Japan or an alternative private insurance in order to prepare for work accident during your detachment periods in the Philippines. If you have any question concerning voluntary work accident insurance under the legislation of Japan, please contact Labour Insurance Contribution Levy Division, Labour Standard Bureau, the Ministry of Health, Labour and Welfare. Tel 03-5253-1111 (extension 5436)

日フィリピン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からフィリピンへの一時派遣)

適用証明書交付申請書

※
日本年金機構
のホームページ
から入手可能

様式コード							
2	2	4	3	0	1	8	
届書コード							
2	4	3					0

事務センター長 副長	事務センター長 副長	グループ長 副長	担当者

日・フィリピン社会保障協定 厚生年金保険 適用証明書交付申請書

※欄は記入しないでください。
◎ この申請書を記入する際には、裏面をよく読んでください。

① 事業所の記号	② 被保険者整理番号	③ 生年月日 □ 5. 昭和 年 月 日 □ 7. 平成 年 月 日	④ 個人番号(または基礎年金番号)
⑤ 被保険者氏名 (フリガナ) オンケン イサロウ	⑥ 性別 □ 1. 男 □ 2. 女	⑦ 日本国における被保険者住所 (フリガナ)	⑧ 協定相手国 (フィリピン) 018
⑨ 就労の形態 □ 100. 日本の事業所からフィリピン国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に就労するために派遣される (協定第7条1該当) □ 104. 上記以外でフィリピン国内の事業所で就労するが、フィリピンの年金制度が適用されることにより不利益を被る (協定第9条該当) * 「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。			⑩ 協定条文該当区分 ※ 100. 7条1該当 104. 9条該当

⑪ 就労の開始予定年月日 (西暦) 年 月 日	⑫ 就労の終了予定年月日 (西暦) 年 月 日
⑬ フィリピンにおける事業所の名称 (アルファベットは大文字ブロック体で記入願います。)	
⑭ フィリピンにおける事業所の所在地 (アルファベットは大文字ブロック体で記入願います。)	
⑮ 適用証明書要否 ※ 0. 要 1. 否	⑯ 被保険者氏名(ローマ字) 姓 名
備考	

裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。

受付日付印

事業所の所在地及び名称 (所在地) (名称) (事業主氏名) (電話) ()-()-()	〒 (郵便番号) 社会保険労務士記載欄 氏名等
---	----------------------------------

平成 年 月 日提出

日・フィリピン社会保障協定の手続き～派遣期間の延長～ (日本からフィリピンへの一時派遣)

一時派遣期間の延長の手続き

日本の事業主から年金事務所に対して
「**適用証明期間継続・延長申請書**」を提出
してください。

〔一時派遣期間の延長について(再掲)〕

- 派遣期間を延長して合計が5年を超えるようにすることは、予見できない特段の事情等がある場合に、両国間で協議し、合意した場合に認められます。
- ただし、延長期間は原則として3年を超えない期間とされています。

日・フィリピン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からフィリピンへの一時派遣)

協定発効前から派遣されている方々の手続き

① 日本側での手続き

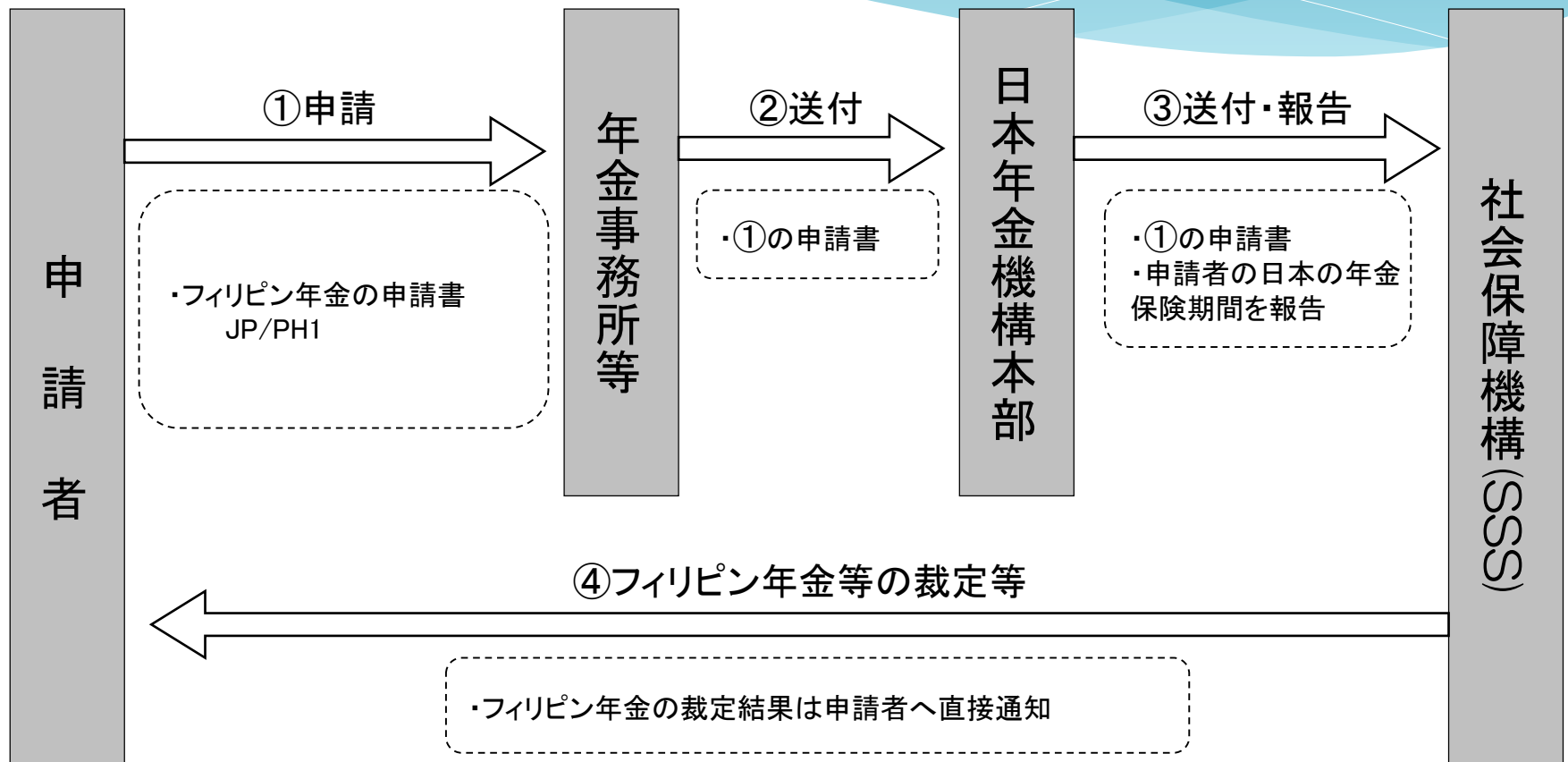
日本の事業主から年金事務所に対して適用証明書の交付申請を行い、適用証明書の交付を受けて下さい。(交付後は派遣者本人に渡して下さい。)

② フィリピン側での手続き

SSS(社会保障機構)に対してフィリピン制度からの脱退手続きを行って下さい。(その際には、求めに応じて、日本側で発給された適用証明書をご提示下さい。)

日・フィリピン社会保障協定の手続き ～フィリピン年金の申請～

■ フィリピンの年金保険期間を有する日本居住者が、フィリピンの年金を請求する場合の流れ



日・フィリピン社会保障協定の手続き ～フィリピン年金の申請～

フィリピン年金受給における留意点

- フィリピンの給付申請（SSS）を行う場合は
「All-Day Access Card」(キャッシュカード)
の口座開設申請書を添付して下さい。

(詳細についてはSSSにお問い合わせ下さい。)

※GSISの給付の受取(ユニオン銀行またはランド銀行の預金口座)に関するご照会につきましては、
直接GSISにお尋ね下さい。

日・フィリピン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (フィリピンから日本への一時派遣)

適用証明書の入手方法

フィリピンから日本への一時派遣者にかかる適用証明書の交付申請については、フィリピンの社会保障機構（SSS）に対して行って下さい。

日・フィリピン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (フィリピンから日本への一時派遣)

協定発効前から派遣されている方々の手続き

① フィリピン側での手続き

フィリピンにおける事業主から社会保障機構(SSS)に対して適用証明書の交付申請を行い、適用証明書の交付を受けて下さい。(交付後は派遣者本人に渡して下さい。)

② 日本側での手続き

日本年金機構(年金事務所)に対して日本制度からの脱退手続きを行って下さい。(その際には、フィリピン側で交付された適用証明書を提示して下さい。)

日・フィリピン社会保障協定の手続き～適用証明書～ (フィリピンから日本への一時派遣)

■ 適用証明書(フィリピン側交付分)

PHJP 101

Agreement between the Republic of the Philippines and Japan on Social Security
社会保障に関するフィリピン共和国と日本国との協定

**CERTIFICATE OF CONTINUING COVERAGE UNDER PHILIPPINE APPLICABLE LEGISLATION
FOR PEOPLE WORKING IN JAPAN**
日本で就労する者のためのフィリピン法令の適用に関する証明書

I. Member 被保険者: ☐ Employed 被用者 ☐ Self-employed 自営業者

1. Name (Surname, Given name, Middle initial) 名前 (姓、名、ミドルネームのイニシャル)	
2. Permanent Address in the Philippines フィリピンにおける住所	
3. Date of Birth (DD/MM/YYYY) 生年月日 (日/月/年)	
4. SSS Number / GSIS BP Number フィリピンにおける社会保障番号 (SSS/ GSIS)	SSS _ _ _ _ _ GSIS _ _ _ _ _

II. Place of work in the Philippines フィリピンにおける事業所

1. Name of Employer/Company 雇用者名/事業所名	
2. Address 所在地	

III. Place of work in Japan 日本における事業所

1. Name of Employer/Company 雇用者名/事業所名	
2. Address 所在地	

IV. Certification 証明

In accordance with Article _____ of the Agreement and Article 3 of the Administrative Arrangement, the above named person will remain subject to Philippine legislation for the period from (DD/MM/YYYY) _____ to (DD/MM/YYYY) _____.

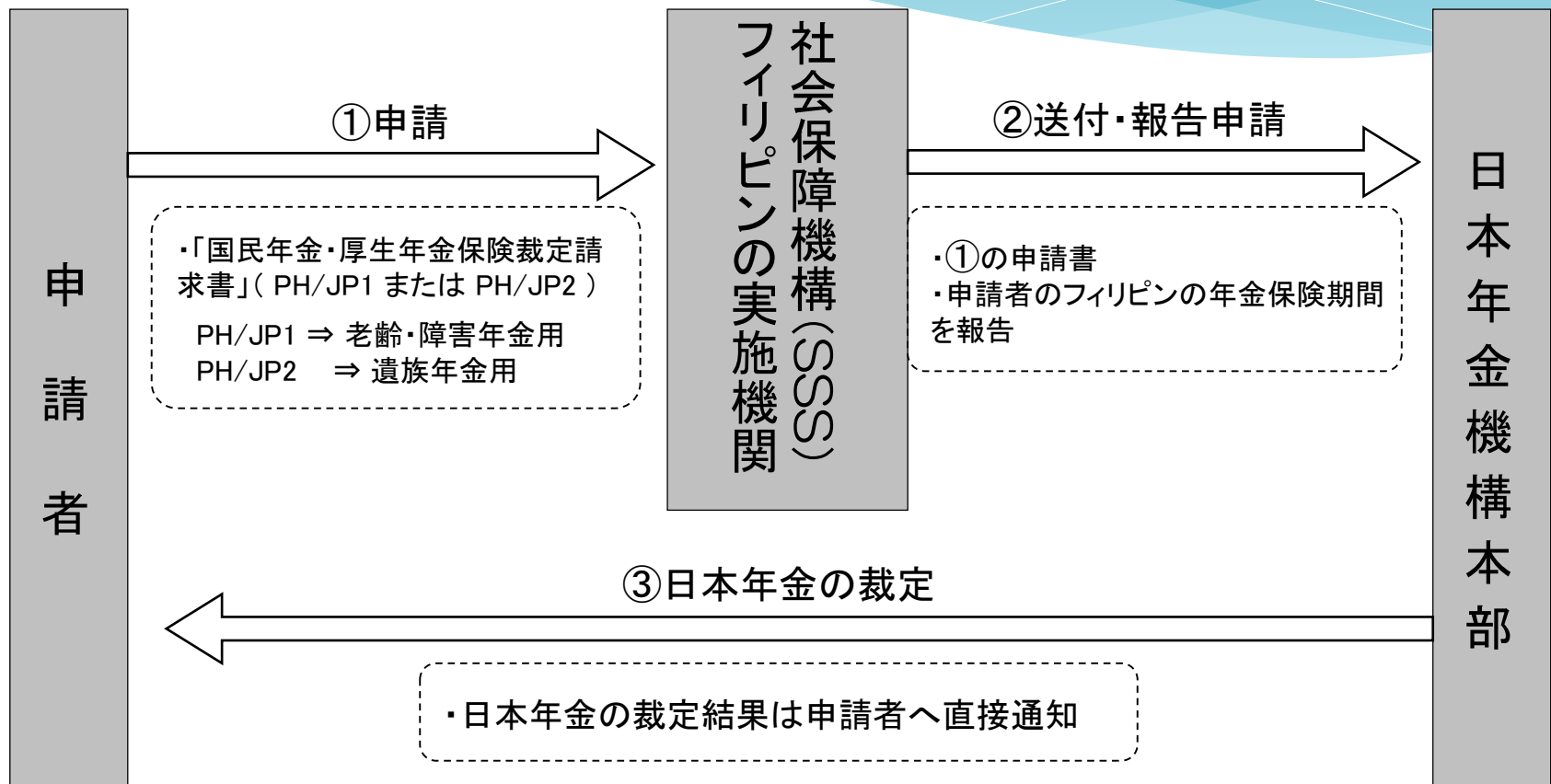
協定第 _____ 条及び行政協定の第3条に従い、上記の者は、_____ (日/月/年) から _____ (日/月/年) までの期間、引き続きフィリピン法令の適用を受ける。

V. Competent Institution 実施機関

Name and Address 名称及び住所	
Date (DD/MM/YYYY) 日付 (日/月/年)	Stamp 印
Signature 署名	

日・フィリピン社会保障協定の手続き ～日本年金の申請～

■ 日本の年金保険期間を有するフィリピン居住者が、日本の年金を請求する場合の流れ



日・フィリピン社会保障協定の手続き ～日本年金の申請～

日本年金の申請に当たっての留意点

- **年金の申請**

年金を受給できる年齢になった時点以後に、年金担当窓口へ、裁定請求書に必要書類を添えて、提出してください。

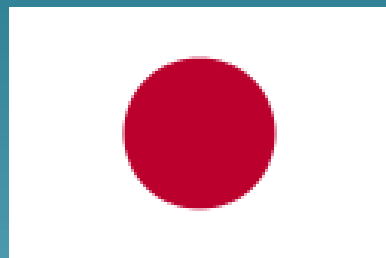
- **年金の支払**

受給権発生日の翌月分から支給されます。

原則、支払は年6回（偶数月）、1回につき2ヶ月分が支給されます。

- **支払の時効**

年金の支払の時効は5年です。



日・チェコ社会保障協定 改正議定書について

日・チェコ社会保障協定について

3つのポイント

- ① 二重負担の解消
- ② 保険期間の通算
- ③ 申請書の代理受理

日・チェコ社会保障協定 改正議定書について

発効日

2018年8月1日

改正議定書とは

日・チェコ社会保障協定（2009年6月1日発効）
の一部を改正するもの。

2017年2月 改正議定書署名

2018年5月 改正議定書発効のための外交上の公文を交換

改正議定書署名までの経緯

○日・チェコ社会保障協定の発効後、日本からの一時派遣被用者がチェコの現地法人と雇用契約を締結する場合にチェコの社会保険料の免除が認められない事案が発生。

○チェコ側との度重なる協議・交渉の結果、一時派遣被用者に係る現行協定上の規定を改正し、現地法人と雇用契約を締結している者であって、協定第7条1に該当する者を具体的に規定することでチェコ側と合意し、2017年2月1日改正議定書に署名。

※改正議定書では被用者年金一元化法等の日本側における年金制度改正を踏まえた文言の修正を併せて行っている。

改正議定書のポイント(協定7条1の改正)

これまで

日本の制度に加入し、かつ、日本国内に事業所を有する雇用者に雇用されている被用者が、チェコ国内で就労するために派遣される場合には、派遣期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、日本の法令のみを適用する。



改正議定書発効後

日本の制度に加入し、かつ、日本国内に事業所を有する雇用者に雇用されている被用者が、チェコ国内で就労するために派遣され、かつ、次のいずれかに該当する場合には、派遣期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、日本の法令のみを適用する。

(a) チェコ国内で雇用契約を締結していない場合

(b) チェコ国内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが、日本国内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合

※「日本国内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある」とは、派遣元である日本の事業主が派遣された従業員の人事管理などの措置を講じる権限を有する状態であることを指します。

※いずれの場合も日本からチェコに派遣される場合に置き換えて記載しています。

改正議定書のポイント(適用証明書の交付)

改正議定書発効前

《チェコ現地法人与雇用契約なし》

チェコ側への協議を要することなく適用証明書を交付。
(協定第7条1に該当)

《チェコ現地法人与雇用契約あり》

チェコ側に対し協定第10条に基づく協議を行い、
認められた場合に限り
適用証明書を交付。

改正議定書発効以後

《協定第7条1(a)に該当》

《協定第7条1(b)に該当》

いずれの場合もチェコ側への協議を要することなく、
適用証明書の交付が可能。

※適用証明書上の根拠規定の記載はどちらも「第7条1」となります。

改正議定書発効前からチェコに派遣されている場合の 原則的な取り扱い(チェコ側との合意事項)

1. 改正議定書の発効前に交付された適用証明書は、記載された期間中引き続き有効である。
2. 改正議定書の発効前からチェコに派遣されている者の派遣期間は、派遣の開始日に始まったものと見なす。
3. 改正議定書の発効前からチェコに派遣され、改正議定書発効後の協定第7条1(b)に該当する者に対しては、チェコでの派遣期間が5年を超えないことを条件に改正議定書が発効した後に残っている期間について適用証明書の交付が可能である。
4. 3は、協定10条に基づく個別協議において、チェコ法令の免除についてチェコ実施機関の同意が得られなかった者も同様である。

《事例1》改正議定書発効前からチェコに派遣されている場合 ～適用証明書(協定第7条1)の交付を受けている方～

適用証明書の取扱い

- 適用証明書は改正議定書発効後も引き続き有効です。
- 適用証明書に記載された期間は引き続きチェコ法令の適用が免除されます。
- 適用証明書はチェコの法令が免除となる証拠書類となりますので、派遣期間中所持してください。

一時派遣期間の延長

予見できない特段の事情等による派遣期間の延長（当初派遣期間の5年を超える時）は、協定第7条2に基づき個別に両国間で協議し、合意した場合に認められます。

《事例2》 改正議定書発効前からチェコに派遣されている場合 ～チェコの現地法人と雇用契約を締結することからチェコ側に協議を行った 結果認められ、適用証明書(協定第10条)の交付を受けた方～

適用証明書の取扱い

- 適用証明書は改正議定書発効後も引き続き有効です。
- 適用証明書に記載された期間は引き続きチェコ法令の適用が免除されます。
- 適用証明書はチェコの法令が免除となる証拠書類となりますので、派遣期間中所持してください。

一時派遣期間の延長

予見できない特段の事情等による派遣期間の延長（当初派遣期間の5年を超える時）は、協定第10条に基づき個別に両国間で協議し、合意した場合に認められます。

《事例3》改正議定書発効前からチェコに派遣されている場合

～チェコの現地法人と雇用契約を締結することから、チェコ側に協定第10条に基づく協議を行ったが認められなかった方又は現在協議中の方～

改正議定書発効後の取扱い

○派遣元の雇用主の指揮の下にある状態であれば、改正議定書発効後に協定第7条1(b)に基づきチェコの法令が免除となります。

改正議定書発効後の手続き

○改正後の協定第7条1(b)に該当する場合は、年金事務所で適用証明書の交付申請を行ってください。チェコ側への協議を要せず交付が可能です。

○交付される適用証明書の期間は“改正議定書発効日”からとなります（ただし、チェコへの派遣が開始した日から5年を超えることはできません）。

〔例：議定書発効時に派遣から2年経過している場合、残り3年の期間について協定第7条1を根拠とする旨の適用証明書の交付が可能〕

○適用証明書が発給された後、チェコ社会保障局(CSSZ)に対してチェコ制度からの脱退手続きを行って下さい。その際には、発給された適用証明書を提示して下さい。

※改正議定書発効前の期間（2018年7月31日以前の期間）については、協定第10条に基づく協議の結果、合意がなされた場合に適用証明書が発給されます。

《事例4》 改正議定書発効後にチェコに派遣される場合

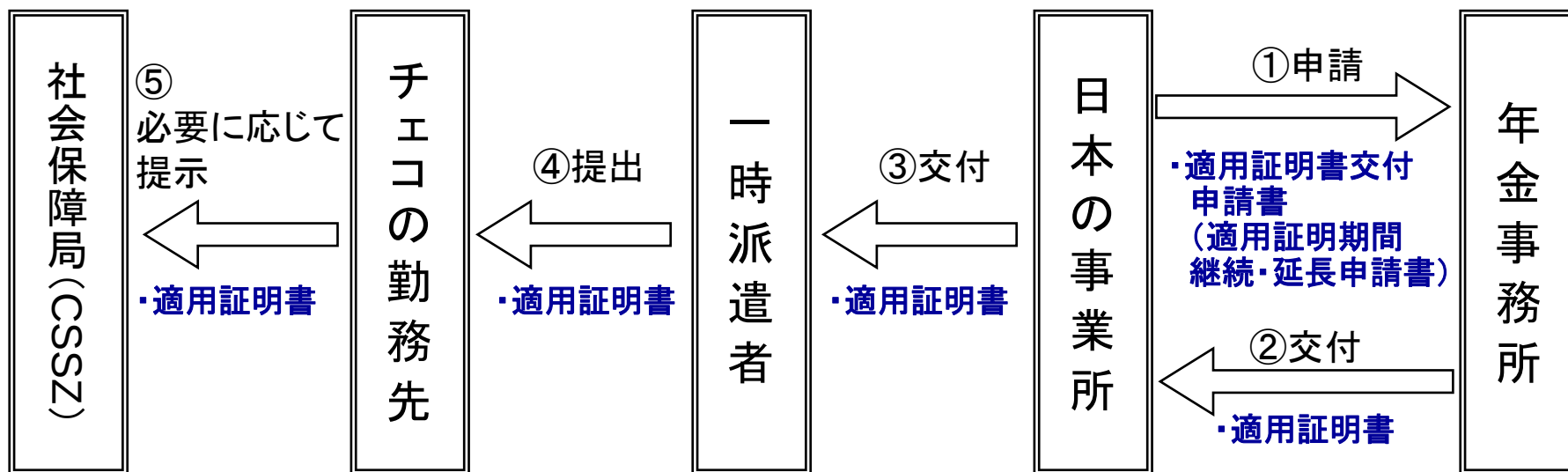
適用証明書の交付申請について

- チェコの現地法人と雇用契約を締結する場合でも、派遣者が派遣元雇用主の指揮下であれば、協定第7条1(b)に該当することから、チェコ側への協議を要することなく、適用証明書の交付が可能です。
- チェコへの派遣前に適用証明書の交付を受けてください。

日・チェコ社会保障協定の手続き ~適用証明書~ (日本からチェコへの一時派遣)

- ・チェコ社会保障制度の適用免除を受けるには、原則的に派遣前に日本において「**適用証明書**」の発給を受ける必要があります。
- ・手続きは、既にチェコに派遣されており改正議定書発効後に適用証明書の発給を受ける方も同様です。

■ 適用証明書の交付及び適用免除にかかる手続き



適用証明書交付申請書

※
日本年金機構
のホームページ
から入手可能

45

日・チェコ社会保障協定の手続き ～適用証明書～ (日本からチェコへの一時派遣)

■ 適用証明書(日本側交付分)

(表)

J/CZ 101

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との協定
SMLOUVA MEZI JAPONSKEM A ČESKOU REPUBLIKOU O SOCIÁLNÍM ZABEZPEČENÍ

チェコ共和国で就労する被用者／自営業者のための日本国公的年金及び公的医療保険各法の適用に関する証明書
POTVRZENÍ O PŘÍSLUŠNOSTI K PRÁVNÍM PŘEDPISŮM TYKAJÍCÍ SE JAPONSKÉHO VEŘEJNÉHO DŮCHODOVÉHO SYSTÉMU PRO OSOBY PRACUJÍCÍ V ČESKÉ REPUBLICE

・ 協定第7条1、2、4、5、8条、9条2及び第10条 / Články 7.1, 7.2, 7.4, 7.5, 8, 9.2 a 10 Smlouvy
・ 行政取決第3条 / Článek 3 Správního ujednání

1 ☐ 被用者 / Zaměstnanec ☐ 自営業者 / Osoba samostatně výdělečně činná

氏 / Příjmení 名 / Jméno 生年月日 / Datum narození
(ローマ字 / v latince) 年/月/日

日本国における住所 / Adresa trvalého bydliště

基礎年金番号 / Číslo základního důchodového pojištění

2 日本国における事業所 / Místo výkonu práce v Japonsku

事業所名 / Název firmy

所在地 / Adresa

3 チェコ共和国における事業所 / Místo výkonu práce v České republice

事業所番号及び事業所名 / Identifikační číslo a název firmy

所在地 / Adresa

4 証明 / Potvrzení

上記1にあげられた者は、次の協定条項に該当するため、以下の期間、日本の公的年金制度及び日本の公的医療保険制度(協定2条2)について法の適用を受ける。／ Na osobu uvedenou v bodě 1 se vztahují právní předpisy japonského veřejného důchodového pojištění a japonského veřejného zdravotního pojištění (Článek 2.2 Smlouvy), a to v souladu s níže uvedeným článkem Smlouvy.

該当条項 / Článek

期 間 / Doba

年/R 月/M 日/D ~ 年/R 月/M 日/D

5 連絡機関 / Instituce, která formulář vyplnila

名 称 / Název 印 / Razítko

所在地 / Adresa

年 月 日 / Datum 年/R 月/M 日/D

(裏)

(該 当 者 記 入 欄 / Následující kolonky vyplní dotčená osoba)

以下の事項について、該当するものがある場合に記入してください。
Pokud připadá v úvahu, vyplňte, prosím následující:

旧姓 / Rodné příjmení: _____
(ローマ字 / v latince): _____

その他過去の姓 / všechna další příjmení: _____
(ローマ字 / v latince): _____

チェコ共和国における出生番号
Rodné číslo v České republice: _____

(注 意 事 項 / Poznámky)

1. この証明書は、あなたが日本の公的年金制度及び公的医療保険制度に継続して適用されていることを証明するものです。
この証明書は、証明期間中、協定に規定されるチェコ共和国の社会保障制度の適用が免除される根拠となりますので、大切に保管してください。
Tímto dokumentem se potvrzuje, že podléháte právním předpisům japonského veřejného důchodového a zdravotního pojištění. Tento dokument dokládá, že jste vyňat z povinného pojištění v České republice.
Tento formulář si ponechejte po celou dobu práce v České republice.

2. 派遣先のチェコ共和国の事業所へ証明書の写しを提出してください。チェコ共和国の当局から証明書の提示を求められたときは、提示してください。
Předložte, prosím, kopii tohoto potvrzení přijímající organizaci v místě výkonu výdělečné činnosti v České republice. Budete-li vyzván/a, předložte, prosím, toto potvrzení kompetentní instituci v České republice.

3. この証明書を紛失またはき損したとき、もしくは記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書の交付申請をした年金事務所に再交付の申請をしてください。
V případě ztráty nebo zničení tohoto potvrzení nebo v případě změny rozhodných skutečností požádejte, prosím o vydání nového potvrzení.

4. この証明書の証明期間が、不測の事情により延長となるとときは、証明期間が終了する前に、この証明書の交付申請をした年金事務所にご相談ください。
Bude nutné prodloužit dobu uvedenou v tomto potvrzení, obraťte se, prosím, na instituci, která toto potvrzení vydala.

■ 適用証明書(チェック側交付分)

(裏)

CZ/J 101

3	Osoba uvedená v tabulce č. 1/ 項目 1 の者	
3.1	je vysílána na dobu od / 派遣期間 自..... do/ 至..... (D 日/M 月/R 年)	
3.2	Jméno či název firmy v Japonsku / 日本の雇用主又は会社名称.....	
3.3	Adresa v Japonsku / 日本における所在地.....	

4	Potvrzení / 証明
4.1	Na pracovním uvedeného v tabulce č. 1 se i nadále vztahují české právní předpisy / 派遣 1 にあてがわれるは、派遣の次の条に就かし、チェコ共和国の法令に適用される。 v souladu s článkem ☐ 7(1) ☐ 7(2) ☐ 7(4) ☐ 7(5) ☐ 8 ☐ 9(2) ☐ 10 Smlouvy.
4.2	Doba / 期間
	Od/ 自..... do/ 至..... (D 日/M 月/R 年)

5	Instituce, která formulář vyplnila/ 交付機関:	
5.1	Název / 名称.....	
5.2	Adresa / 所在地.....	
5.3	Razítko / 印.....	5.4 Datum / 日付..... (D 日/M 月/R 年)
		5.5 Podpis / 署名.....

2

日・チェコ社会保障協定の手続き ～派遣期間の延長～ (日本からチェコへの一時派遣)

予見できない特段の事情等による派遣期間の延長（当初派遣期間の5年を超える時）は、日本の事業主から年金事務所に対して「**適用証明期間継続・延長申請書**」を提出してください。

適用証明書(協定第7条1)を所持する方

協定第7条2に基づき個別に両国間で協議し、認められた場合に新たな適用証明書が交付されます。

適用証明書(協定第10条)を所持する方

協定第10条に基づき個別に両国間で協議し、認められた場合に新たな適用証明書が交付されます。

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/>

または

日本年金機構 社会保障協定

検索

- 社会保障協定の概要・手続きを説明
- 各申請書が入手可能
- 協定相手国のホームページのリンク先を掲載

- 直近の協定発効状況を掲載

The screenshot shows the Japan Pension Service (JPS) website. The main navigation bar includes links for 'Home', 'Site Map', and 'International'. Below this, there are tabs for 'About JPS', 'Annual Report (Annual Report)', and 'Usage Information'. The 'Social Security Agreements' (社会保障協定) section is highlighted. It features a search bar, a date '4-4-13-5068', and a 'Refresh Page' button. The content area is divided into two columns. The left column contains a list of links for 'Social Security Agreements' (社会保障協定) and 'Social Security Agreements' (社会保障協定). The right column contains a section titled 'Social Security Agreements and Social Security Agreements' (社会保障協定とは何ですか？ 社会保障協定を締結する背景・目的). This section explains the purpose of social security agreements and lists the countries with which Japan has agreements. Below this, there is a table titled 'Status of Social Security Agreements' (各国との社会保障協定発効状況) showing the status of agreements with various countries.

協定が発効済の国	協定が発効済の国
ドイツ	イギリス
韓国	アメリカ
ベルギー	フランス
カナダ	オーストラリア
オランダ	チェコ
スペイン	アイルランド
ブラジル	スイス

署名済未発効の国	署名済未発効の国
イタリア	インド
ハンガリー	

日本年金に関する問い合わせ先

- 一般的な年金相談に関するお問合せ（ねんきんダイヤル）
（日本国内からおかけになる場合には）

0570-05-1165（ナビダイヤル）

（海外からおかけになる場合等には）

+81-3-6700-1165（一般電話）

※通話料は発信者負担となります。

※受付時間等の詳細は日本年金機構のHPでご確認ください。

- 外国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）の
通訳サービスを利用した相談（年金事務所窓口・電話）も可
能です。詳しくは日本年金機構ホームページ（www.nenkin.go.jp/international/index）をご覧ください。

フィリピン年金に関する問い合わせ先

社会保障機構 (SSS)

<https://www.sss.gov.ph/> (英語)

《参考》公務員保険機構 (GSIS)

<http://www.gsis.gov.ph/>

チェコ年金に関する問い合わせ先

チェコ社会保障局

Česká správa sociálního zabezpečení (CSSZ)

Czech social security administration

<http://www.cssz.cz>